

流山市教育委員会告示第16号

流山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年流山市条例第27号）第2条の規定により、流山市北部公民館の指定管理者を次のとおり募集する。

平成20年9月16日

流山市教育委員会教育長 鈴木 昭夫

1 管理を行わせる公の施設の概要

- (1) 名称 流山市北部公民館
- (2) 場所 流山市美原1丁目158番地の2
- (3) 施設の概要
 - ア 施設面積 2,493.02㎡
 - イ 構造 鉄筋
 - ウ 施設内容
 - 1階 第1会議室、第2会議室、調理室、図書館
 - 2階 大会議室、講義室、第3会議室、和室

2 申請することができる団体の資格

- (1) 平成20年9月15日時点で、市内に事業所等がある特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する法人、民法（明治29年法律第11号）第34条に規定する法人、社会福祉法人並びに市内で活動している文化団体及び自治会（以下「法人等」という。）

※個人での応募は不可

(2) 応募者の制限

法人等（法人格のない団体にあつては、その代表者及びその役員）が次のいずれにも該当しないこと。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同項を準用する場合を含む。）に該当する者
- イ 地方自治法施行令第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）に該当する者
- ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2、第142条、第166条、第168条及び第180条の5に該当する者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないもの

オ 国税又は市税を滞納している者

カ 暴力団及びその構成員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び第6号に規定する暴力団員をいう。）である者

キ 本業務を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有しない者

ク 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者又は申請日前6か月以内に手形又は小切手を不渡りした者

（3）必要な資格

次の免許を取得し、資格を有する技術者を雇用していること（取得又は雇用見込みを含む。）。当該免許が必要な業務を再委託する場合は、再委託先の必須条件となる。

ア 警備業法（昭和47年法律第117号）に基づく警備業の認定

イ 建築物環境衛生一般管理業の登録

ウ 甲種防火対象物の防火管理者の資格（再委託不可）

3 申請の方法

流山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定による。

4 指定管理者に行わせる業務の範囲及び内容

（1）社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条の目的及び第22条の事業を達成するために必要な業務

（2）流山市北部公民館（以下「北部公民館」という。）の予約に関すること。

（3）北部公民館の使用の許可及び利用料金の収受に関する業務

（4）北部公民館の維持管理に関すること。

（5）その他北部公民館の管理運営に関し必要な業務

5 指定管理者に行わせる管理の基準

対象施設に係る設置及び管理条例、規則等に基づくものとする。

6 指定管理者に行わせる管理の期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間とする。ただし、管理を継続することが適当でないと認めたときは、その指

定を取り消すことがある。

7 管理を行わせる公の施設の利用に係る料金に関する事項

別表「北部公民館使用料金表」による。

8 指定管理者の選定の基準

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
- (2) 事業計画書等の内容が当該公の施設の効用を最大限に発揮するものであるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書等に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
- (4) その他流山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が別に定める事項

9 指定の手続

(1) 指定管理者の公募及び選定方法

指定管理者の公募は、流山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づいて行い、流山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年流山市規則第52号）に従い、事業計画書等の提出によって実施する。

選定については、流山市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）で、事業計画書等の審査を行い、指定管理者の候補者を選定するものとする。

(2) 選考結果の通知

指定管理者の候補者の選考結果通知は、申請書類を提出した応募者すべてに対して速やかに通知する。

(3) 承諾書の提出

指定管理者の候補者は、選定委員会の決定通知を受けた後、教育委員会から出された指定管理者の承諾通知にある承諾書を提出する。

(4) 協定の締結

地方自治法第244条の2第6項の規定により、平成20年12月に議会の議決を経て指定管理者として指定された場合、教育委員会からその旨の通知をする。その後、包括的事項を定めた基本協定及び年度ごとの実施事項を定めた年次協定を締結する。

10 指定管理者の公募手続

(1) 募集要項の配布

平成20年9月16日(火)から9月24日(水)まで。ただし、やむを得ない事情により9月25日以降に配布した場合は、説明会、質問が受けられない場合がある。

ア 配布場所 問い合わせ先に同じ

イ 配布時間 午前9時から午後5時まで

(2) 公募説明会の開催

ア 開催日時 平成20年9月25日(木) 午前10時

イ 開催場所 流山市文化会館(流山市加一丁目16番地の2)

ウ 参加人数 各法人等2名以内

エ 申込先 問い合わせ先に同じ(電話、FAX可)

(3) 質問の受付

ア 受付期間 平成20年9月26日(金)から9月29日(月)まで

イ 質問方法 上記期間内に指定の様式でFAX、持参又は郵送すること。(郵送の場合は提出期限までに必着のこと。)

ウ 回答方法 FAXで回答

なお、質問事項は、全応募者にFAXで回答する。

(4) 提出書類の受付

ア 受付締切り 平成20年10月15日(水) 午後5時まで

イ 受付時間 午前9時から午後5時まで

ウ 受付場所 問い合わせ先に同じ

(5) 選定委員会の実施

選定委員会において、応募者のプレゼンテーションを実施する。

詳細な日時及び場所は、応募者に連絡する。

(6) 選定結果の通知

選定結果については、全応募者あてに文書で通知する。

平成20年11月上旬を予定

(7) 指定管理者との協定の締結

指定管理者の候補者を選定した後、議会の議決前に承諾書を提出してもらい、議決後、指定管理者として指定された法人等と協定の締結についての協議を行った後、教育委員会と協定を締結する。

11 留意事項

(1) 重複提案の禁止

応募1法人等につき、北部公民館に対する事業計画等の提案は1案とする。

(2) 提案内容変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできない(軽微な修正を除く)。

(3) 虚偽の記載をした場合の無効

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

(4) 応募の辞退

応募を辞退する場合には、速やかに教育委員会まで文書で連絡すること。

(5) 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とする。

(6) 提出書類の取扱い

ア 応募書類は、理由のいかんを問わず返却しない。

イ 応募書類は、選定委員会で審議されるほか、議会における審議で使用される場合がある。

なお、応募書類は、個人情報に関する情報を除き、情報公開の対象となる。

12 指定管理料

教育委員会は、指定管理者と北部公民館の管理に関する協定を締結し、業務に係る経費については、当該協定に基づき市が指定管理者に支払う。

13 その他

前各項に規定するもののほか、詳細は募集要項による。

14 問い合わせ先

流山市文化会館

〒270-0176 流山市加一丁目16番地の2

電話 04-7158-3462 FAX 04-7158-3442

別表

北部公民館使用料金表

使用区分		使用単位		午前	午後 1	午後 2	夜間
		午前 9 時から正午まで	正午から午後 3 時まで	午後 3 時から午後 6 時まで	午後 6 時から午後 9 時まで		
大会議室	平日	円 1,250	円 1,250	円 1,250	円 1,250	円 1,250	
	休日	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	
講義室		450	450	450	450	450	
第 1 会議室		150	150	150	150	150	
第 2 会議室		450	450	450	450	450	
第 3 会議室		150	150	150	150	150	
和室		150	150	150	150	150	
調理室		450	450	450	450	450	

備考

- 1 使用時間を超過し、又は繰り上げて使用する場合の使用料は、超過又は繰上時間 30 分につき、この表に定める使用料（以下「規定使用料」という。）の 1 時間当たりの単価（使用単位が午後の規定使用料の 1 時間当たりの単価）に 100 分の 50 を乗じて得た額を規定使用料に加えた額とする。
- 2 使用者が、1,000 円を超える入場料その他これに類する料金を徴収する場合の使用料は、規定使用料（前項の規定が適用される場合は、同項の規定による使用料とする。）に 100 分の 130 を乗じて得た額とする。
- 3 教育委員会の許可を受けて展示即売、商業宣伝又はこれに類する行為を目的として使用する場合の使用料は、規定使用料（第 1 項の規定が適用される場合は、同項の規定による使用料とする。）に 100 分の 200 を乗じて得た額とする。
- 4 流山市民以外の者が使用する場合の使用料は、規定使用料に 100 分の 200 を乗じて得た額とする。ただし、前 3 項の規定のいずれかに該当する場合は、当該規定を適用して得た額の合計額に 100 分の 200 を乗じて得た額とする。
- 5 休日とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に規定する休日をいい、平日とは、休日以外の日をいう。

附属設備及び備品使用料

品名		単位	区分	使用料
ピアノ	セミコンサート用	1台	1	円 315
マイクロフォン（ダイレクトボックス）		1本	1	105
カセットテープレコーダー（テープを除く。）		1式	1	105

備考

- 1 1回の使用時間は、北部公民館使用料金表に定める使用単位を各1回とした時間とする。
- 2 使用料については、この表に定めるもののほか、北部公民館使用料金表の備考第1項から第4項までの規定を準用する。ただし、使用時間を超過し、又は繰り上げて使用する場合の使用料については、超過又は繰上時間30分につき、この表に定める額に100分の20を乗じて得た額をこの表に定める使用料に加えた額とする。